

教育民生常任委員会  
予算常任委員会教育民生分科会

(令和2年7月28日)

## ○ 竹野兼主委員長

時間前ですが全員おそろいになりましたので、ただいまより教育民生常任委員会を開催いたしたいと思います。

それでは、インターネット中継をよろしくお願いいたします。

まず、当委員会におきましてはインターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいての発言にご協力をいただきますようお願いいたします。特にマスクをしておるという状況もありますので、その点しっかりとよろしくお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために傍聴者はなしといたしますので、念のため連絡をいたしたいと思います。

続きまして、審査スケジュールについてですが、本日の審査順序につきましては、まず、所管事務調査を行った後に附帯決議の対応状況の報告を受け、その後、その他事項について取り計らっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、終了予定時刻は遅くとも午後3時50分には必ず終わっていきたいと考えております。議会運営委員会があるため、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、学童保育と小学校の役割分担と連携についての調査を始めたいと思いますが、まず、こども未来部長、ご挨拶をお願いいたします。

## ○ 川北こども未来部長

皆さん、こんにちは。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

先ほど委員長のほうからございましたが、所管事務調査といたしまして、教育委員会のほうと合同で学童保育と小学校の役割分担と連携についてを調査していただきます。その後、こども未来部につきましては、予算常任委員会教育民生分科会ということで新型コロナウイルス感染症関連経費、保育園、幼稚園、こども園の経費につきまして、附帯決議の対応状況についてご報告を申し上げたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、しっかりと説明、答弁させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○ 竹野兼主委員長

続きまして、教育長、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

## ○ 葛西教育長

教育長の葛西でございます。常日頃はいろいろとご指導ありがとうございます。

さて、本日、こども未来部と学童保育所と放課後子ども教室、これの役割と連携について、所管事務調査をしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○ 竹野兼主委員長

それでは調査を始めたいと思いますが、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料のほう、タブレットは04休会中（7～8月）、05教育民生常任委員会、001こども未来部・教育委員会（所管事務調査資料）をお願いいたします。

資料3ページをお願いいたします。

ご請求いただきました学童保育所と放課後子ども教室の成り立ちと法的根拠につきまして説明させていただきます。

昭和25年頃から東京や大阪で学童保育が開始され始め、昭和40年代になりますと核家族化や共働き家庭の増加が進み、昭和41年に当時の文部科学省が現在の学童保育事業の前身となります留守家庭児童会育成事業を開始いたしました。これは、昭和44年に開始されました校庭開放事業と統合され、全児童を対象とする学校体育施設開放事業として現在に至っております。

一方で、昭和51年に当時の厚生労働省が都市児童健全育成事業としまして、都市部に限ってはございますが、留守家庭児童対策を行うこととなりました。この頃、下段の四日市市のところをご覧くださいますと、四日市市では昭和45年に海蔵地区におきまして、国の制度よりも早く市内で初めての学童保育所が地域の方々により民設民営方式で開設されて、翌年には市が学童保育所補助要綱を制定し、以降、各地区で学童保育所が開設されてございます。

続きまして、平成に入りますと、厚生労働省の留守家庭児童対策事業は放課後児童対策事業に発展し、平成9年には児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業が法制化さ

れました。

一方で文部科学省は、全児童を対象とした体験活動等の機会を提供する地域子ども教室推進事業を平成16年に開始し、平成19年度には放課後子ども教室推進事業となり、厚生労働省の放課後児童健全育成事業と連携、あるいは一体的に実施する放課後子どもプランが創設され、平成30年度からの新・放課後子ども総合プランに至っております。

四日市市におきましては、平成19年度から平成24年度までの間、当時学童保育所が設置されていなかった三浜小学校区におきまして、地域の方々のご参画により放課後子ども教室をモデル的に週2回、1日当たり二、三時間程度実施いたしましたが、担い手の方の不在のため廃止となりました。

その後、四日市市では放課後の子供の居場所として学童保育所の整備が進み、平成28年度には全ての小学校区に学童保育所が設置されました。

資料のほう、4ページをお願いいたします。

おおむね3ページでご説明したところでございますが、(1)の下線部のところでございます。学童保育所は保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象とし、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものとされております。

先ほどもご説明しましたが、昭和45年には海蔵地区で市内初めての学童保育所が開設され、特に平成9年の法制化を機会に全地区での学童保育所の整備が進み、現在ではご覧いただいたような記載の数となっております。

(2)の下線部でございますが、放課後子ども教室は全ての児童を対象とし、放課後や週末等に小学校の余裕教室を活用し、安心、安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動や文化活動、交流活動を実施することで地域の子供と大人の積極的な参画、交流により地域コミュニティーの充実を図るものとされております。

また、放課後子ども教室は学童保育事業のように法制化はされておらず、文部科学省と厚生労働省連名の通知を基に進められている事業でございます。

ちょっと飛んでいただきますが、資料のほう、15ページをお願いいたします。

15から17ページにつきましては、新・放課後子ども総合プランの国の資料でございます。

15ページの中ほどでございますけれども、2019年度から2023年度における目標としまして、放課後児童クラブの受皿として2021年度末までに25万人分、2023年度末までには16ページに記載されておりますが、25歳から44歳の女性の就業率80%を目標としていることを

踏まえまして30万人分を整備すること。次に、全ての小学校区で両事業を一体的または連携して実施し、1万か所以上での実施を目指すこと。三つ目としまして、両事業の整備において、学校施設を徹底的に活用し、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校区内で実施すること。次に、子供の主体性を尊重し、子供の健全育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子供の自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを掲げております。

1枚飛んでいただきまして、資料のほう、17ページをお願いいたします。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施する自治体の取組の一例をご紹介します。

図の向かって左側でございますが、放課後児童クラブは共働き世帯等の児童を対象とした生活の場として、授業終了後に放課後児童指導員の支援の下、宿題や遊びなど、児童が自主的に過ごします。右側の放課後教室でございますが、学習や体験活動の場として、希望する全児童を対象としてコーディネーター、地域のボランティア等による学習支援や多様なプログラムを実施します。プログラムの実施に当たっては学校施設を活用いたします。

資料のほう、5ページに戻っていただけますでしょうか。

ご請求いただきました学童保育所と放課後子ども教室の一体的運営について、先進的な取組を行っている北名古屋市の事例と事業予算等について説明させていただきます。

人口や児童数等は資料に記載のとおりでございますが、学童保育所につきましては、令和2年度現在で10小学校区に23クラス、利用児童数は1052人となっております。比較のため、四日市市のデータを右側に記載してございます。

次、資料6ページをお願いいたします。

北名古屋市には10の小学校区全てに学童保育所が設置されており、そのうち9か所は小学校内に、1か所は保育園内に設置されており、平成28年度から放課後子ども教室が実施されております。

下の図をご覧ください。

まず、小学1、2年生は学校が終わりますと学童保育所で過ごします。学校の特別教室を活用した放課後子ども教室では、小学3年生以上を対象に17時30分まで希望する児童が利用することができます。17時30分になりますと帰宅する児童は保護者が迎えにきますが、学童保育所を利用する児童は引き続き学童保育所に移動し、19時30分まで過ごします。

資料のほう、7ページをお願いいたします。

北名古屋市では、学童保育所と放課後子ども教室、共に市内の四つのNPO法人に委託しております。一体的な運営を行うために一つの小学校の放課後子ども教室と学童保育所は同じ法人に委託しているとのことです。

8ページをお願いいたします。

表のほうに両事業の利用者数を記載してございます。一番右の放課後子ども教室のみを利用する児童は全体の3.7%で、多くは17時30分までを放課後子ども教室、その後、引き続き学童保育所を利用しているという状況でございます。

9ページをお願いいたします。

学童保育所と放課後子ども教室の運営費用です。下段の四日市市の学童保育所につきましては、北名古屋市との比較のため、新築費用や家賃補助等を除いて記載してございます。北名古屋市の放課後子ども教室は、1か所当たり年間で578万3000円、10教室で5783万2000円とのことでございます。

次に、3番の四日市市における学童保育所と小学校の連携の（1）でございますが、昨年度の取組としまして、こども未来課に学童保育係を新設し、学童保育所への支援の充実、学校や教育委員会との連携をより深めるような体制強化を行いました。

また、市長と教育委員による総合教育会議においても、新・放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえまして、学童保育所による学校施設の積極的な利活用について、3回にわたり協議を行いました。

資料のほう、10ページをお願いいたします。

その結果でございますが、2番の数年間横ばいであった学校施設を使用する学童保育所の数を1年間で3か所増やすことができました。3番目の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校臨時休業期間においても、学童保育所及びこども未来課、学校及び教育委員会が連携をしております。

まず、3月5日からの臨時休業時におきましては、学童保育所を朝から開所していただくよう要請し、学校の教諭や教育委員会を含む市職員の派遣により人員不足の解消に努めたところでございます。

次に、4月から5月にかけての臨時休業時におきましては、学校での一時預かりの対象に学童保育所利用児童も加えることで学童保育所は平常どおり放課後からの開所とすることができました。

資料のほう、11ページをお願いいたします。

3月と4、5月共通の対応としまして、学童保育所が学校施設を利用し、いわゆる3密の回避に努めました。

(2)をお願いいたします。今年度、令和2年度の学校再開後も臨時休業中と同様に3密回避のため、希望があった学童保育所に学校施設を使用できるよう調整したところでございます。

また、先ほど説明させていただいた総合教育会議の議論を踏まえ、学校教育に支障がない範囲で学童保育が学校施設を活用できるよう、教育委員会が基本的な考え方や必要な基準をまとめた四日市市立小中学校における余裕教室等活用方針を作成いたしました。資料13ページ以降により、教育委員会のほうから説明させていただきます。

#### ○ 長谷川教育委員会参事兼教育総務課長

教育総務課、長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから、13ページ、14ページの四日市市立小中学校における余裕教室等活用方針の概要についてご説明をさせていただきます。

資料13ページ、よろしくお願いいたします。

この方針につきましては、国の新・放課後子ども総合プランの方向性に基きまして、放課後における児童生徒の安全、安心な居場所の確保のため、学校施設における余裕教室をできる限り活用することを目的に昨年度から検討を始めまして、今年度5月に策定をしたものでございます。

余裕教室と言いますのは、国の考えにおきましては、今後5年以内に普通教室として使用されることがないと考えられる教室とされておるわけですが、実際におきましては、普通教室や特別教室以外の教室におきましても、教材室であるとか少人数指導教室、多目的室など、学校教育に必要な教室として利用している現状がございます。

このため、今回の方針におきましては、必要教室というものをAとBという二つに分類をさせていただきまして、まず、普通教室及び特別教室を全ての学校において必須の必要教室A、教材室等の管理諸室、また、少人数指導教室等の教育施策に係る教室を学校の規模等の実情に応じて必要数が異なる必要教室Bとさせていただいております。

そして、この余裕教室の算出に当たりましては、それぞれの学校が保有する教室数から必要教室Aと必要教室Bの合計を引くという計算式になるわけですが、この算出の結果、余裕教室がある場合、プラスの場合、または、余裕教室がない場合であっても必要教室B

の部分の精査や教室の共用、こういうことによって余裕教室を生み出すことができる場合には利活用を検討するということとしております。

現実におきましては、大規模校であるとか児童生徒数が増加している学校などではなかなか余裕教室を生み出すことは難しいということ、また、余裕教室がありましても場所の関係、例えば上層階しか空いていない等の関係によっては活用が難しい場合もございます。

そのため、活用方針におきましては、余裕教室に加えまして学校敷地の有効活用についても方針を定めております。利用可能な敷地があるか、学校教育等の支障がないかなどの検討協議を行っているところも記載をしております。

最後、四つ目の利活用の基本的な考え方ですが、児童生徒の安全、安心な放課後の居場所となること、社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となることの2点をポイントに利活用の希望をいただいた団体と協議調整を行ってまいります。

なお、学校施設を使用していただく場合、例えば電源であるとか水道、トイレの使用、施錠等のセキュリティーの問題、または学校施設が工事等を行う場合の調整など、様々な調整すべき事項が使っていただくと生じてくる場合がございますので、現在作成中ですが、余裕教室利活用のためのガイドラインというのを作成いたしまして、実際に使用開始した際に生じる課題について協議を行いながら進めてまいります。

次のページ、14ページをお願いいたします。

余裕教室及び学校敷地利活用に向けてのフローチャートをお示ししております。教室の利活用をご希望される場合、または学校敷地に施設の設置をご希望される場合につきまして、そういうご希望をいただいた場合に記載のフローチャートの内容の順に検討を行いまして、調整が可能であった場合について、最終的に目的外使用許可を行うことができるという旨をお示ししております。

なお、先ほどもご説明をいたしました、大規模校であるとか、なかなか余裕教室がない学校、また、余裕教室や敷地があっても団体等のご希望の内容にそぐわない場合など、目的外使用許可を行うことができない場合もございますので、申し添えておきます。

説明は以上です。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

資料のほう、すみません、12ページをお願いいたします。

まず、上のグラフをご覧くださいますと、こちらは学童保育所の設置状況と今後の見込



みでございます。平成19年度から棒グラフのほうは学童保育所の利用児童数、赤いグラフが設置箇所数、そして、緑がその内学校施設を利用している学童保育所数でございます。例えば平成22年度から令和2年度、この10年間をご覧いただきますと、利用児童が1113人から2332人と2倍以上に増えておりまして、今後も令和6年までの見込みをご覧いただきますと、当面の間、増加を見込んでいるという状況でございます。

次に、下の表をご覧ください。

先ほどご説明させていただきました学校施設を活用する学童保育所の状況でございます。

右側で網かけの3か所がこの1年間で新たに学校施設を活用することになった学童でございます。この1年間で3か所増えて17か所となりました。

ここで資料のほう、11ページをお願いいたします。

4の今後についてというところでございますが、本市といたしましては、児童が安全、安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、今後も当面増加が見込まれます学童保育所の提供枠を確保するために新・放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえ、また、総合計画にも明記してございますように学童保育所による学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用をこれまで以上に推進するべく、教育委員会をはじめとする関係部局と学童保育所の連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

資料の説明はお聞き及びのとおりです。

資料に対して、ご質疑、ご意見がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

伊藤委員、資料を請求された部分もありますので、初めによろしく申し上げます。

#### ○ 伊藤昌志委員

たくさん資料、ありがとうございます。

確認なんですけれども、昨年度の取組から、資料9ページから11ページのところで今年度の取組と今後についてとなっておりますが、放課後子ども教室のほうの目的というのは子供たちの安全確保で、教室の利活用というところから協同していくというような趣旨でよろしいでしょうか。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

伊藤委員からご質問いただいた点は、9ページ以降の四日市市の昨年度の取組というところよろしかったでしょうか。

こちらのほうでは学童保育所が学校施設を積極的に活用させていただくというところと、あわせまして、コロナ禍におきましては臨時休業中も含めまして、教育委員会、学校と連携を取り、さらに学校再開後も学童保育所の密を解消するために学校施設を使わせていただいているというようなところを記載させているところでございます。

## ○ 伊藤昌志委員

違っていたら教えていただきたいんですけども、本来の放課後子ども教室の目的が、これは文部科学省のほうからになりますので、学童だけですと保育、安全に共働きのご家庭のお子さんを見守るというところだと思うんです。文部科学省のほうが経年ですとやってきたのは、そういった子供たちも含めて、きちっと放課後にも教育的なことをしているというような趣旨ではないかと思っていますが、それでよろしかったでしょうか。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

伊藤委員からご質問いただきましたように、放課後児童クラブのほう、国の放課後子ども総合プランにおきましても、おっしゃるように、こちらは受皿を確保していく保育を主とした施設でございまして、就労ですとか疾患や家族の介護等によって昼間保護者さんがいらっしやらない児童を対象とした居場所というところが主眼でございます。

一方で放課後子ども教室のほうは、全ての児童を対象として安全、安心な居場所と併せまして、地域の方々の参画を得た上で学習活動や文化活動、交流活動を実施するというような側面があるというところでございます。

## ○ 伊藤昌志委員

一つ一つの言葉は分かるので、皆様にも知っていただけるようなところでいくと、大きな枠でお話させていただけると、私も今回取り上げさせていただいたのは、同じ小学生の子供たちが、家で勉強する子もいてスポーツをする子もいて、安全に家で過ごすという、同じ子供があるわけですね。学童ですと安全に保育していくと、見守るというだけの位置づけがメインになりそうで、そういうところから、放課後子ども教室というのは放課後に

もきちっと子供たちの教育的側面を持って見守るということで、学童とセットになると安全に見守りながら子供たちの教育もしていくということなので非常に大切だなと必要性を感じているんですが、この必要性についてはいかがでしょうか。

#### ○ 竹野兼主委員長

要するに、今、学童保育所と放課後子ども教室の運営という部分のところでは、四日市の部分のところについては、なかなかその部分が欠けているのではないかというような意味合いのところ、考え方を少し、四日市としてはどういう考え方があるのかというのを問うているという形で答えてもらえばよろしいですか。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。

伊藤委員からご質問いただきました点でございます。四日市市のほうも伊藤委員がおっしゃるとおり、学童保育と放課後子ども教室、それぞれ違った目的、側面がございますので、四日市市のほうでも平成19年度から平成24年度まで6年間、モデル的に三浜小学校で実施したという経緯がございます。ただ、四日市市の場合はこのとき、平成19年度にはまだ11の小校区で学童保育所が整備されていないという状況でございます。平成19年度から学童保育が当時整備されていなかった三浜小学校において、地域の方々のご参画の下、こういった取組をしていただいたところでございますが、その後、三浜小学校を含めて未整備であった学童保育所が平成28年度には全ての小校区で整備されていったということで、四日市市としては、まずは伸び続けている学童保育所の提供枠を確保していくというところに力を入れてきたという経緯がございます。

以上でございます。

#### ○ 伊藤昌志委員

それまではそれですばらしい取組で学童が充実してきたと思うんです。次の段階で、コロナ禍にあつての今回の放課後子ども教室があつた地域が非常にいい形で進んだのは、それはプラスアルファだと思うんですけど、四日市としましても余裕教室があるから要望があつたということではなく、積極的にそういった放課後子ども教室のほうを推進していくようなお考えはないでしょうか。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

伊藤委員からご質問いただいた点でございますが、先ほどの資料のほうでも12ページでご覧いただきましたように、学童保育所のほうはどんどん右肩上がりです。利用児童が増えてきているという状況の中で、今後も令和6年度までではございますが、まだ当面増加の見込みを立ててございます。こういった中で、第一にまずは学童保育所の提供枠をしっかりと確保していくというところに力を入れてまいりたいというふうに考えてございます。

○ 伊藤昌志委員

北名古屋さんが合併前って西春町ですね。西春町さんがちょうど総合型地域スポーツクラブというのを積極的に作られて、全国でもいい好事例として私も視察に行った経緯があります。そのときの方のお話ですごくいいなと思いましたが、同じ子供たちが学校のクラブ活動でバレーをしようが、その後、地域の指導者に教えてもらおうが、同じバレーを通じて子供たちを育てるんだということで学校と連携して学校の敷地内に総合型地域スポーツクラブの施設が誕生して、そのまま学校のクラブ活動をして、それから地域で練習するという体制が作られていたというふうに記憶しております。そういうことでいくと、単純に安全に共働きで学童に入っているから勉強のほうがおざりになったりというのはもちろんおかしな話ですし、しっかりと見守りつつ教育のこともしてあげるといいのかなというふうなことを思っております。そういった意味で所管事務調査をぜひということをお願いした次第であります。そういう意味では余裕教室等活用方針というのをお出しいただいている、考え方としてはそういった安心、安全な居場所となることとか社会に開かれた学校づくりが目的となっているんですが、目的としてはやっぱり教育的側面ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

放課後子ども教室の部分のところについての側面は教育の部分ではないかというような形で質問されておりますけれども、その部分のところについては。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

伊藤委員がおっしゃるとおり、資料4ページでもご説明させていただきましたように、

放課後子ども教室もまさに伊藤委員がおっしゃるとおりでございます——下線部のところ、特にでございますが——地域の方々の参画を得て学習活動、文化活動、交流活動というところで教育的な側面というのはおっしゃるとおりだと思います。

以上です。

#### ○ 伊藤昌志委員

まとめて意見だけさせていただきますと、13ページにありました余裕教室等活用方針のところ、先ほど申しあげた13ページの一番下のところに余裕教室等利活用の基本的な考え方として二つ、児童生徒の安全、安心な放課後の居場所となること、社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となることということで、これを推進していただけるような形に見えるんですが、いただいた資料の中でいうと17ページのところにちょうど今、西村課長もおっしゃっていただきましたけど、17ページですね。一体型の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の取組というところに、これは国の資料でよろしかったですよね。分かりやすいところでいくと、この左の放課後児童クラブというのは（生活の場）となっておりまして、右のところは放課後子ども教室が（学習体験活動の場）ということになっておりますので、両輪があって子供たちをこの四日市で育てていくと、行政で預かる以上、少しでもいい形で人間的に成長してもらおうという意味合いがあるのかなと思うので、ぜひそういった学習体験活動の場であるというところを踏まえて、学童のほうが発達した後にはそういった意味合いでぜひ先へ進んでいただけたらなど、意見として申し上げさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

#### ○ 川村幸康委員

4ページには放課後子ども教室は学童保育事業のように法制化はされていませんと書いてあるんですけど、新しい資料を見ていって、新・放課後子ども総合プランになると法制化されたということではないんですかね。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

川村委員からご質問いただいた点でございます。放課後子ども教室のほうは文部科学省と厚生労働省の連名による通知に基づく事業でございます。法制化のほうはされておら

ず、こちらは市町村の実情に応じて技術的な助言という形で示されておる数字を基にして  
ございます。一方で学童保育事業のほうは法制化されているというような違いがございま  
す。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

だから、この17ページのイメージ図で行くと、今後は新・放課後子ども総合プランにな  
っていく中で学童保育事業や放課後子ども教室がこちらに流れは組み込まれていくのかな  
というふうに思っているんです。そうすると、ここで言うところの3ページのフローチャ  
ートで行くと、平成15年から放課後子ども教室推進事業と放課後総合プランを経て現在の  
新プランで、平成30年が新・放課後子ども総合プランになっていく中で、矢印が3本ばか  
りあるのが一つに集約されるのかなと思うんですよ。一つに集約されていくんやでここで  
矢印は止まっていくと、サービスを受ける側から見ると、放課後児童クラブもこども教室  
も連携という言葉やろうけど、そこに差はないのかなと思って、何で差をつけるのかどう  
なのかというところがあって、今で言う生活の場の学童のほうだけは法的な根拠があって、  
こっちはほうは運用か何かという話やけど、それは文部科学省のそういう仕組みにはなっ  
ているんだけど、四日市市としてはこれを踏まえてどういう位置づけでどうやっていくの  
かということやと思うんですよ、自ら考えて。だから、そこらの考え方が明確に出ていな  
いものですから、これを見ている曖昧やなど。そこは逆に言うと、他市の事例も出して  
いるけど、他市は他市の塩味が効いておったりこしょう味が効いておるので構わへんや  
けど、四日市の特徴を見ながらいくと、これはどういう味つけをするべきかということ  
はある程度許されておるのかなというふうに私は思っているんだけど。そうすると、新・子  
ども総合プランに対して、四日市としての考え方とどう解釈したかというのがまず最初に  
来て、目的も。その目的を達成するためにこういう手段をしていきますよという、市町村  
単位で、市町単位で別々のやり方ができるのかなというふうに思いました。だから、そこ  
らを私たちに明確に伝えてもらいたいなど。どこにでもあるようなことではなくて、四日  
市としてどうしていくのかという主体がないと。文部科学省もそれをやりなさいよと言っ  
ておると思うんですよ、一律ではなくて。極端なことを言ったら、新型コロナ対策でも一  
律ではなくて、地方の知事がその地域の実情に応じてやってくれよという話と一緒に、  
それならそれで市側がそういう方針を示すべきと違うかな、明確に、目的と。そこをちょ

っと教えてほしいなと思って。

### ○ 竹野兼主委員長

今の話で行くと、放課後子ども教室の部分のところについて、四日市市は、例えばやっていこうとするとどういうものが足りやんのかという具体的な話もあったほうが分かりやすいですよ、川村委員。そういう部分を含めて明確にお答えいただけますか。

### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

川村委員がおっしゃっていただいた、まさにとおりでございまして、学童保育のほうは法制化、一方で放課後子ども教室は国からの通知ということで、おっしゃっていただいたとおり、地域の実情に応じて行っていきなさいという国の技術的な助言という扱いでございまして、おっしゃっていただいたとおりだと思います。

まず、学童のほうにつきましては、四日市としてはしっかりと保護者の方の子育て、仕事の両立を支援していくためにしっかりと提供枠を確保していきたい。また、これは放課後子ども総合プランにもございますが、提供枠の確保と併せて学校施設を積極的に利活用していく、この二つについて、市としてはしっかりと力を入れていきたいというところでございます。

### ○ 川村幸康委員

それは今私が言ったことや。だから、そうなるのであれば、市として、今までは放課後児童クラブの生活の場として、保護者の仕事と子育ての両立を支援するものが8割から9割あったのが、それプラス放課後子ども教室というメニューを入れていく中において、もう一つ踏み込んだ積極的なことをやっていきたいと思いますという放課後子ども総合プランになったということなんや。それについて、変化がないとあかんわな、主体的に行政がやっていこうとすると。分かりやすく言うと、今までは預かっておっただけから、もう一つ積極的に何かをきなさいよということ、国からの指示指導が来ておるわけや。それは自由ですよということだけ言っておいて何もせんのか、いやいや、こういったことが来ますから、市としてはこういう方針でできるところからこういうふうにやっていきますというようなものが計画に上がってくるべきかなと私は思っているんだけど、ただ単にハード的な空き教室を何かしますとかいう話ではなくて、そこが一番肝になるのと違うかな。

そこの肝のところが一番重要なことやのに肝を答えられないと、何らこのプランは意味を持たんのと違う。一番大事なところだけすんとんと落としておるでね。そうやって思うもので、背景や課題も含めてよう分かったんやけど、今後こういう方向でこういうのを伸ばしていけさというのが国からの法制化じゃないけど指導として来たのであるならば、それを受けて行政的にはこうですよ、こういうことをやっていきますよということにならんとあかんのと違うかな。それはパッケージでやっぱり出してこんと、あらを探しているとかそんなのではなくて、言っている意味は分かるやろう。やっぱりそこがまだお答えできるまでありませんなのか。なかったらあかんわな、こんなの、今既に持つておらな。ないんやったら議会に出してくるなよ、そこが一番肝なんやでき。大事な部分だけぽこっと落としておいてさ。

#### ○ 竹野兼主委員長

今の話のところでは、放課後子ども教室の内容、説明がありましたけど、市としてこんなものを提案してくるのが当たり前やないかという川村委員のほうからの意見やと思います。

ただ、先ほど、資料の説明の中では、それをできるのかできやんのかの部分も含めて、法制化されていない部分のところについて、どんなものが四日市市としてできるのか。ひよっとすると、今、川村委員が、できるものがないんやったらこんなものを出してきたらあかんやないかという話……。

#### ○ 川村幸康委員

委員長、ちょっと待って。全然違うふうにとっておる。

だから、私が思っておるのは、極端な話、この学童保育事業と放課後子ども教室の事業があつて、今まで。これを新・放課後子ども総合プランにしていく中において、学童のほうは法的な根拠もあつて、変な話やけど責任も伴って使命もあるわけや、やらなあかん。それと同時に、こっちの放課後子ども教室というのは三角なんやわな、丸ではないけれども。三角なんだけれども、そこを正規の先生が教えるというわけではないやろうけれども、コーチぐらいかな、外部指導者とか。そんな形のものでもう少し今までとは違うこともやってみましょうよという指導が来たわけや、国から。それに対して、市としたら、投げられたボールに対して受け取ってどんなものややっていくのかということをお教えをいただ



きたいということ、どんなのができるのやと違って。市として受け取ったときに、そうしたらどういふものをやりましょうかということがある程度、連携していますと口で言っておっても連携されていないわけな。

#### ○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われる放課後子ども教室は、今現在、四日市はないんですよ。今、あるようにお話されたけれども、一旦作ったけれども、旧三浜小学校のほうでやってみただけ指導者がおらんということになってできていないというのが現状であると。その現状を踏まえて、今、川村委員が質疑された部分のところについて答弁があったらください。

#### ○ 川北こども未来部長

先ほど、西村課長が答弁させていただいた点で、少なくともここ数年程度は学童保育所への希望者が増えてくるだろうという見込みを立てております。それは資料にも示させていただいたとおりでございます。

ベースとしてあるのは——何度も答弁させていただいた繰り返しになりますが——まず第一は学童保育所の受皿をしっかりとしたもの——皆さん、民設民営ということで非常にご協力いただいているところですけども——今後希望される児童が増えた場合にあっては極力盤石なものにしたいということが第一の我々の考えでございます。

その上で、今日資料としてご紹介させていただきましたが、放課後子ども教室のほうについてですけども、これについては、本日は北名古屋市の例をご紹介させていただいたところがございますが、こういったもの、今の時点ではこういったことをしっかりと研究しながら学童保育所のほうの子供たちの人数はいずれ減ってくるということもございまして、そういったことも踏まえてしっかりと研究をこれからも続けてまいりたいというふうに考えておるといふというのが今現時点の考えでございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われた放課後子ども教室の指導者というお話がありましたけど、その部分のところの、例えば放課後子ども教室を実施していく部分のところについては、どんな指導者が必要なのか、そして、その方の確保はできそうなのかという部分も含めて、そのところについて。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。

まず、ご紹介させていただきました北名古屋市の事例でございますが、資料のほう、例えば8ページをご覧くださいますと、8ページの真ん中やや上でございますが、北名古屋市で一つないしは複数の小学校区の学童と放課後子ども教室の授業を受託しておるNPO法人さんでございます。そのうちの一つですと、職員さんが120名といったかなり大きなNPOさんであるというところで、一番、委員長がおっしゃっていただいたところが必要になってくるのは担い手というところであろうかと思えます。四日市のほうでも以前モデル事業として6年間実施していただいていた際には地域の方のご参画によってやっていただいていたところでございますが、大体、児童指導サポーターさん、コーディネーターさん含めて13名程度の方が携わっていただいていた週2回の運営をしていただいていたというところがございます。

## ○ 川村幸康委員

それらを踏まえてどうするんやということは研究していただくでとどまっておることなんだけど、そうしたら、今おる人らはそういうサービスというか、そういうことは受けられやんわけやわな。ある程度国のほうからこういったことを踏まえて出てきたのであるならば、自治体としては積極的にその方針の下で数字も入れ込んで考えていくべきかなと思うんやけどね。それはある程度、法制化されていないといえども指示指導は来ておるわけやで、やっていかならんのと違うかなと思う。今言うようにNPO法人なのか非営利なのか、いろんなどの団体とどういうふうにやっていくことぐらいはもう少し、今のまんまやと、国から鍋とガスだけもらって炊いておるのやけど、具を入れやんで何も料理できへんで、水だけずっと蒸発するだけやで、何か具を入れやんと、カレーでも。カレーを作る作るといってガスで水だけ炊いておってもあかへんで、やっぱりジャガイモやニンジンを入れやんとあかんのと一緒に、どれが四日市やったらできるのかなって、ニンジンを入れるのかジャガイモを入れるのかは別にしても、スープカレーにするのかドライカレーにするのか、何をやるかという具材は要るのと違うかなと思うんやけどな。

## ○ 竹野兼主委員長

今の部分のところでの期間的な部分も含めて、研究期間というのは実際に23年とかという話も出てきていますが、そこのところについて、今指摘された研究をしていただけないのか、そんなのは味がないやないかというような意見がある中で、今現状としては難しいのかもしれないけど、将来に向けた展望というのを今川村委員のほうは求められているのではないかなと思うんですけども、その点について。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

川村委員からのご意見を頂戴したところでございますが、まず、先ほど申し上げた担い手も含めまして——あと、すみません、こんなところで申し訳ないですけど——費用面の部分、それから、学童保育所さんのほうの運営への影響ですとか、その辺りもしっかりとまずは慎重に研究させていただきたいというところまでしかお答えできず申し訳ございませんが、そのように考えております。

#### ○ 川村幸康委員

やっぱり慎重というのは便利な言葉やけど、何を持って慎重にせなあかんのや。案を出すぐらいやったら別に慎重じゃなくて、他市も見てきて、こういったこととこういったこととこういったこと、具体的にやっぱり1は始めやんと、ゼロに何を掛けてもゼロやねという思いが私はあるので、横並びでよそがやり出したのを見てぼちぼちやりましようかという話なのか。ここまで来ておったらある程度四日市も、力もないわけじゃないし、過去にやろうとしておったこともあるのだったら何か、極端な話、全市には無理やったらモデル的にやってみようかとか、児童集会所のあるところ辺り、人権プラザがある辺り、その辺りでこの10年間でもそれに近いようなことをやってきたのなら、その上をもう一つ二つ伸ばしてみようかというのは、バランスよくやれるとか、そういったことぐらいの知恵は子ども未来部と教育委員会の中で出やんだんかなという思いがあるもので、結論として私の意見なんやけど。それぐらいは、連携するならブロックで分けて、ブロック単位の一つぐらいずつやって、そのブロックに学童の子らがばっと集まる拠点があるで、人権プラザか集会場やと。そこへ来てもらうというのは、人権教育推進プランにも載っておるやつやでな、あそこを活用するというのは。だったら一遍そこへ寄せて、そこでそういったことをやってみましようかというのも私は必要なことかなと思うと、それぐらいなら2023年度を待たずしても、今年も走っておるやつやで、それにどうやって、コロナ禍で難しいけれ

ども肉づけしてやっていて、2023年度ぐらいにはやっぱり花を咲かさんとなという思いがあるんやけど、部長ら、どうですか。

### ○ 川北こども未来部長

ありがとうございます。

先ほど、私のほうは研究させていただきたいという答弁をさせていただいたところです。課長のほうからも担い手の話、それから——これも資料で提出させていただいておりますが——北名古屋市の例で言うと、放課後子ども教室1室当たりでいうと、多分委託になると思いますが570万円ぐらいの金がかかっておると。これはあくまで北名古屋市の例でございますので、こういった金額がかかるかというのもありますけれども、そういったことも研究していきたいと。

それから、放課後子ども教室の場合、学校等を利用してという場合のことについて、川村委員のほうからは人権プラザも視野に入れたらどうだというようなご提案だというふうに理解させていただきます。そういったことも併せまして、費用の面、人の面、場所の面、担い手の面等々をしっかりと研究しながら、まとめた段階でまた議員の皆様と提出させていただきながらご議論させていただきたいというふうに考えておるところです。

ただ、当面は、これからしばらく学童は増えると思いますので、まずその対応を第一に考えていきたいというのが我々の考えでございます。

以上でございます。

### ○ 川村幸康委員

結局止まっていますよという話やでな。それではなかなか前に進まんのかなと思っておるで、できれば2023年度までには段階を追ってでもきちっとしていくというぐらいの意思表示ぐらいできやんの。ある程度、国からの指導の下でこれはやっていかなあかんことやろうと思うで。

### ○ 竹野兼主委員長

今現在、ここに教育民生常任委員会を開かせてもらっている意味合いのところと言うと、伊藤委員のほうからの新・放課後子ども総合プランというものがあって、それがどういうものであるか、今、四日市の位置づけはどうなっているのかというのを調査するというの

が基本になっているというふうに思います。調査という状況でありますので、川村委員の意見は重く受け取っていただきながら、しっかりと対応が取れるもの、取れないもの、また改めて調査ということですので、今後もまだまだ続けることも可能だと思いますので、その点についてを含めて、川北こども未来部長、答弁をお願いいたします。

## ○ 川北こども未来部長

私どもといたしましては、子供たちには変わりございませんので、どこの子供たちであっても学童とこういった放課後子ども教室とという、そういった幾つものチャンネルがあるというのが望ましいものであるという考えは当然持っております。

ただ、今の時点で、あくまで今の時点で優先的にさせていただくのは、放課後に居場所が全くないような児童に対してのフォローをこれからしていくというのはやっぱり今の第一プライオリティーかなとまず考えておるところでございます。

ただ、その上でご発言がありましたように、新たなことにもチャレンジしていく、あるいは考えていく、住民サービスの幅を広げていくということは非常に大切な視点であるというふうに考えておりますので、その辺のことも含めてしっかりと研究したいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

研究してもらうことも大事やけど、具体的に今何の芽が生えておって、どの芽を伸ばせばそれをやっていけるのかということだけど、多分俺は人権文化育成協議会なんかはやっていけるのやろうなと思っておるのや、人権文化育成協議会を大きくしていけば。関係者の人やとすぐ分かると思うんやわ。その枝葉をどう伸ばしていくかによって、別に研究も何も要らへんのや。ほとんどのこのやっておるようなことは人権文化育成協議会でやっておるようなことやし出てきておることばっかなんや、先駆けて。だから、もうちょっと人権文化育成協議会の芽を伸ばしていくというようなことは一つの方向性としてあるし、学校施設を使うなら、学校へ行ってそんなことをやってもええんや。人権プラザに別にこだわる必要もないし、集会場で。人権プラザの人間や集会場の人が、人権文化育成協議会が学校へ入って行ってやってもええんやさ、逆に。何もこだわる必要はないんや。そういう目立てをしてほしいということです。

終わりです。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はありますか。

○ 中村久雄委員

北名古屋市のこの資料でちょっと教えてほしいんですけど、6ページの資料で、学童保育所と放課後子ども教室を一体化してNPO法人が運営している中で、学童保育所は小学1年生から6年生まで、放課後子ども教室は小学3年生から6年生までというのは、これは明確に対象児童は分かれていますかね。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

国のほうの制度の説明、一例としましては、希望する全ての児童を対象に無料でとなっておりますが、北名古屋市の例でございますと、放課後子ども教室は小学3年生から6年生に限定されておるというところで聞いております。

○ 中村久雄委員

国からの指導は全ての児童を無料でということですか。今回この例では、NPO法人に委託していますから月当たりの基本料金が発生していると。この発生している中で、これを併用利用の場合は割引措置がないということで、例えば放課後子ども教室を利用した後に学童保育所で親の迎えを待つ子は両方合算した金額がかかってくるという理解ですかね。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

中村委員がおっしゃっていただいたとおりでございますが、ほとんどのお子さんが併用されておるんですが、両方に保育料を払っておられるというふうに伺っております。

○ 中村久雄委員

それで毎日運営しているということで。旧三浜小学校でやったときは週に1回か2回のような段階で、非常にその辺は組織的にしっかりしたところがやっているのかなという理

解ができるのと、結構保護者の負担も大きいんやなというところでございます。

ただ、NPO法人がここはやっていて、いろんな施設を抱えながらいろんなことをやって職員数も確保しながら人的なものを持っておるんですけど、全国的に見てどうですか、一学童保育所施設で一体的に一緒にやっているというところの事例というのは多いんですかね。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

まず、北名古屋市の事例でございますが、こちら、学童保育所のほうは学校敷地内の専用施設が9か所、保育園の中に1か所、それから、放課後子ども教室のほうは、学校の校舎のうちの特別教室等を利用しているというふうに聞いてございまして、全国的な事例ということでございますが、全国で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営しているところが4913か所というのが、これが平成30年現在の数字でございます。

#### ○ 中村久雄委員

結構あるんだなという感想なんですけど、そこは一小学校区の中で一緒にやっているという形ですかね。どういう方がやっているのか研究してほしいと思うんですけども、どうの方がやっておるかというのは、まだ今のところ分かりませんわね。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

ちょっとすみません。地域の方の参画によりとはなっておりますが、具体的には承知してございません。失礼しました。

#### ○ 竹野兼主委員長

ちなみに、4913か所というのは、何分のどれだけというのは。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

全国の学童保育所約2万5000か所のうちの約4900か所ということでございます。

#### ○ 中村久雄委員

いずれにしても結構やっているんだなというふうに思います。

ここで、これから四日市がどうなっていくのかについては今答弁があったように、今ある学童保育所のことも考えなあかんという話をしていましたけれども、子供が減っていくという中で、お子さんの奪い合いというのものもあるんじゃないかということも危惧するわけですけど、ただ、学童保育所の今の問題の中でも、やはり低学年中心の学童保育所であるので、やっぱり小学3年生から中学年、そういうお子さんになってきたら学童保育所で手持ち無沙汰になって何も面白くないというふうな状況が発生すると思うんですけど、その辺をやはりこれから四日市の子供たちをどうしていくのかという部分で考えていく必要があるのかなと思います。

北名古屋市の事例ではNPO法人ですので基本料金、放課後子ども教室もしっかりと取っていますけれども、国からの指導は無償ということなので、これを四日市市ではどういう形ができるのかという部分も考えていかなあかんというふうに思いますので、学童保育所、今現在の四日市の学童保育所の現状でも3年生以上の時間の過ごし方というのがやっぱり問題になっていると思うので、子供たちの学習意欲、また、いろんな体験の部分で、低学年と一緒になかなかできないものもあると思うので、これは本当にそういう意味ではうまく活用したら、うまく行けばいいと思うので、それをどういうふうに連携させるのかというのはこれからしっかり研究して行ってほしいなというふうに思います。意見で。

#### ○ 竹野兼主委員長

ちなみに、四日市の小学3年生以上の子供さんたちは面白くないような学童保育所で過ごしているというのは、実際にそういうのはあるんですか。今の話だとそういうふうに聞こえるんですけど。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

今ご意見いただきました過ごし方に困っておられるというふうなところ、ちょっと私どものほうでは把握していないところでございまして、いろいろ拝見させていただいておる中で、各学童保育所様、いろいろ工夫して児童の過ごし方、対応していただいておりますかというふうに感じているところです。

あと、先ほど中村委員からご意見頂戴しました。これまで需要が増え続け、受皿も増やしてきていただいた民設民営の学童保育所様への影響という部分も、その辺りの視点も持って考えてまいりたいというふうに考えております。



以上でございます。

### ○ 竹野兼主委員長

今の学童保育所、しっかりとフォローしていくとか、サポートしていくという意見がありましたので、そういう質疑があったときには答えられるように、しっかりと学童保育所との連携がないというふうにとられかねませんので、しっかりとした状況を把握、学童保育所の運営の方法についてもしっかりとした意見交換なり把握をしておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

### ○ 平野貴之委員

今まで発言された3人の委員の方に関連することなんですけど、答弁の中で、子供たちにとって学童保育と放課後子ども教室、複数のチャンネルがあったほうが望ましいというような言い方をされていたんですが、これは必要なことだと僕も思っています。そんな中で、まずは学童保育、箱を整備してから放課後子ども教室なんかに着手していくということがあったんですが、僕は、箱を整備しながら、それと並行して学童保育が整備されているエリアについては放課後子ども教室のような形を並行して取り組んでいくというのが必要かなと思います。というのも、やはり学童保育の運営に迷惑をかけないようにというような言葉もありましたが、優先するのは子供の健全な育成を一番最優先にするべきだと思っています。学童保育の方々も本当に皆さん、運営の方々も指導員の方々もすごく一生懸命されているんですが、場所によってはすごく子供の数が多くて、指導員の人たちも目が届かないというようなことがあります。そんな中で子供たちというのは限られた環境の中で遊びを見つけていくというのは子供たちのいいところなんですけど、子供によっては結構狭いところで長時間閉じ込められてストレスがたまって、子供によっては、場所によっては結構暴力とか暴行が行われているというところがあります。そうするとやっぱり、暴力を受ける人も暴力する側も、健全な育成という面では望ましくないと思います。子供にとっては至近距離からおなかを思い切り蹴られたりとか、ピアノの鍵盤の蓋がありますよね、あれ、手があってもなくても構わずに思い切り閉めてくるとか、そういう子供たちと毎日親の都合で狭いところに閉じ込められて過ごさなければならないというのを考えると、やはり本当に拷問としか思えないと思うんです。だから、そういう子供たちの健全な育成のことも考えてきちんと、学童保育の整備も大事ですけど、ほかのチャンネルも並行して取

り組んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

#### ○ 川北こども未来部長

先ほど私の答弁の中でチャンネルが幾つもあるほうが望ましいというふうな答弁をさせていただいたのはそのとおりでございます。その上で、今現在のプライオリティーとしては学童保育所であって、その次のためにこういったものが今後必要になってくるのかということをしっかり研究していきたいというつもりで答弁をさせていただいたものでございます。

先ほど平野委員からご発言がありました学童保育所の中での指導について、問題があるところについては具体的におっしゃっていただきましたが、しっかりと指導してまいりますので、情報をいただければしっかりと指導してまいりたいというふうに考えております。そういうことはあってはならないことですので、それはそれでしっかりと指導していくということで、またいろんな情報をいただければというふうに思います。

以上です。

#### ○ 川村幸康委員

情報がないの、全くゼロなん、把握もしていないの。ひどいことや。法的に設置責任もあって、行政の責任はあるやろう、それは。管理責任って。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

昨年度、こども未来課のほうに学童保育係を設置しまして、教員OB 3名も配置してございます。日々学童保育所さんと連絡を取り合い、訪問もさせていただきながら様々な相談を受けておるところでございますが、私どもでまだ把握していない情報につきましてはしっかりと把握に努め、対応させていただきたいと考えております。

#### ○ 川村幸康委員

それは早急に、1日2日できちっと対応せなあかんで。知らんというのは無責任やわ、把握をしていないというのは。そんなことがあれば、やっぱりそれは風通しも悪いし、仕組み的にも悪いよ。あってはならんことやで、預けておって。

○ 竹野兼主委員長

対応の仕組みはしっかり作ってあるとはいえ、まだまだ……。

○ 川村幸康委員

あつたら対応できておるはずやで、あつてはならんことやで、そんなことは。正規の学校ではないわけやろう、学童で行われておるって、余計問題やで。

○ 川北こども未来部長

至急調査させていただきまして、その調査に基づいたしっかりと対応をしてまいります。

○ 平野貴之委員

要は、場所であつたり定員であつたり、そういう用件はもちろん満たしていて、指導員の方々もすごく見ていただいているんですけども、学童という性質上、宿題やりなさいよとかおやつの時間ですよというのはあるけれども、フリーな時間が、自分たちで考えて時間を過ごすことが多いわけですよ。それは、ある意味子供にとってはいいんですけども、ある子供にとってはそれがストレスになってしまうと、そういう意味では、放課後子ども教室のような学習であつたりいろんなプログラムがあるほうが、そういう子供たちにとっては、健全な育成にとってはいいんじゃないかということで、ですから、学童と並行してそういったところも整えていっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○ 川村幸康委員

調査の報告もスピーディーにしてもらってください、委員会に。

○ 竹野兼主委員長

今、調査をしてもらいたいという意見が出ましたが、その部分のところについていかがですか。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

早急に調査して対応させていただき、ご報告させていただきます。

## ○ 竹野兼主委員長

よろしくお願ひいたします。

他にご質疑はございますか。

## ○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございます。

まだ自分自身の考え方もきちんとはしていないんですけれども、所感を含めて、委員会ですので質疑をさせていただきたいと思います。

まず、国の示すプランなんですけれども、こうなっていくのは一つの理想かなというふうに個人的には思っています。しかしながら、法整備をされないのはなぜか。それはやはり地域の実情によってということになっておりますが、本当にそうだと思っています。とりわけ四日市市の場合は、国よりも先に海蔵地区でスタートしたという歴史であったり背景がありますので、その多様な運営主体がある中で、いきなり全部全てそういうふうにしていくというのは少し無理があるかなというのは実際感じるころなんです。これは子ども未来部さんも分かっているらっしゃると思いますが、やはり今、受皿になる学童さんの一番の大きな問題は担い手不足だと思います。担い手不足というのは二つ側面があって、一つは指導者不足ということだと思います。実際にモデルケースでやったところ、担い手が難しくということにつながらなかったというのもありましたけれども、それともう一つ、運営主体だと思っています。運営協議会的な形でやっているところも多いかと思いますが、本当によくご相談というか、お声を聞くのは、85歳になってまだやらなきゃいけないかなと思うとどうしていったらいいかと。本当はもう抜きたいけれども、なかなか次の人がいないので辞められないんだというお声も聞く中で、しかしながら責任が重いんですね。そのころ本当にプレッシャーに、責任を感じるからこそ悩んでいらっしゃる現場の方々もいらっしゃる状況であります。私は、放課後子ども教室、始まっていけばすばらしいなと思いますけれども、開いたけれども、じゃ、運営主体はどこをお願いしていくんだろうとか、あるいは先生たちの確保、指導者の確保、どうしていくんだろうかということ考えたときに、本当にそのパイがあるのかどうかということも、これは今後の研究ということですが、一つの研究材料として、どういった方々が本当にそういったところにしっかりとリソースとして関わってくださるのかということ、ここをやらないとい

けないと思っているんですね。今、平野委員のような事例もお聞きしましたがけれども、きっとそれは一生懸命やっていたらと思うんですね、学童さんも。だけれども子供が増えていく中で指導者のスキルもあると思いますし、余裕がない中で目が行き届かないというのもしかししたら現状なのかも分かりませんし、これも実際の指導者の方の声ですけども、昔の背景からすると、どうしても事情を抱えたお子さんが最初の頃は多かったというのがありますので、何か事が起こると学童の子だからねと言われてしまうって、それが本当につらくてという話も現場の先生の中からお聞きするわけです。そういった中でいろんな悩みを抱えながら動かしてくださっている、そして今回のコロナ禍の対応も本当に現場は大変だと思うんですけども一生懸命やってくださった。その中でまだ、四日市、今66か所の71クラスですよ。今後まだ少し増えていくという状況の中で、まずはやはり受皿をしっかりとというのは第一義だと思っています。これが令和の五、六年でしょうかね、そこから下降線になっていくのかなとは思いますが、まず、様々な運営主体がありますので、そういった方々のサポートも含めて担い手不足の解消も含めて、ここはきめ細やかにまず相談に乗っていただくということ。これはやっているとありますが、そののやっぱり足腰をしっかりとあげなければ、いい教育、いい保育というのはできないのかなとすごく感じます。ですから、そういったことも総合的に見ながらどの時期なのかというのは大事なこれからの研究のポイントかなというふうに私は皆さんのお話を聞きながら感じました。

そんな中で、ちょっと少し戻るんですが、運営主体なんですけれども、66か所あってどういう形態の運営主体か、構成というか。例えば運営協議会として運営しているところが何か所とか、NPO法人に任せているのが何か所とか、分かれば教えていただきたい。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

運営主体でございますが、保護者の方でやられているところ、あるいは地域の方でやられているところがほとんどでございます。一部NPO法人化されておられるところも僅かではございますが、大半は先ほど申しあげた地域や保護者の方ということになってございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そういった事情で、NPO法人さんを除けば、どちらかというところそういった経営であったりとかについて、プロではないというような状況の中だと思います。それが学童の大きな特色でもあり、また、弱いところでもあるのかなというふうに感じます。

しかし、四日市市の場合は、基本的には歴史もありますので、民設民営でこれまで運営されてきましたし、今後もその方向で行くということはお考えですかね。そこだけ確認させてください、基本的な考え方を。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

荒木委員からご質問いただいた点でございます。資料の中でもご説明させていただきましたように、荒木委員もおっしゃっていただきましたように、昭和45年、国の法制化よりも早く地域の方々の手によって学童保育所を作っていただき、それから民設民営という形で現在に至っているところでございます。民設民営のよさ、地域の実情を生かしていただき、地域の方の参画によって子供たちを見守っていただいているというよさの部分を生かしながらも、支援させていただくところ、少しでも手厚く。そして、荒木委員もおっしゃっていただきました運営の方、指導員の方等のお困りのこと、きめ細かく相談に乗らせていただきながら、現在のところ、民設民営でというふうにご考えてございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そういう特色のあるという意味では、公ではなく民だからできる部分もあるのかなというふうには思います。ただ、やはり担い手不足であったり指導者不足という中で公がどう関わっていくかというのは、これは時代とともに大きくなっていくのかなということは感じています。

そんな中で、じゃ、どういう方向にかじを切っていくのかというのは、恐らくいろんな運営主体がある中で芽はあるんじゃないかなと思うんです。組織の中でやっぱり放課後子ども教室は大事だよねと。これは学童保育を運営しながらそちらもやってみようと思う方たち。あるいは、教室そのものをやってみたいと思う方たちの芽は必ずどこかにあると思うんです。情報の世界でもありますし。その芽をやっぱりしっかりキャッチをして、先ほど川村委員もおっしゃいましたけれども、モデルケース、平成19年にされたようだけれども、四日市は平成19年から平成24年までの5年間。ただし、今と時代背景が随分違い

ますし、その当時はまだ8施設しか学童がなかったということもありましたので、そこから考えると随分時代が変わっていると思います。ですから、今、その芽のあるものをキャッチする中で、もちろん研究していただいてモデルケース的なものを違う時代ということも背景にあるので、スタートをしていくのもいいのかもしれないと思っています。身近にそういうものがないと、いろんな方たちも、どこどこ市でやっているよ、あそこでやっているよといっても議員みたいに視察に行けるわけではないので、なかなか情報が伝わってこない中で、身近でそういうものが、例えばこういう形があるんだという、知らない方、まだまだいっぱいいますので、目にすることができれば、その必要性であったりとか、あるいは、これがあったほうがいいよねというお声であったり、気運というか、醸成されてくる、保護者のほうも子供たちもという、また、全体の組織もという、そういうことなのかなと思います。今の時代、やっぱりトップダウンで一斉にという時代ではないと思いますし、逆に、相手が民の場合は反発も誘発しかねないということも非常に大事な部分です。経営していくのに、運営していくのにアップアップ、精いっぱいというところもあれば、非常にいい運営をしているところもある、その辺のばらつきもありますので、その目配りをしながら芽を逃さないというか、そういうことなのかなと思いながら、私、今日の議論を聞いておりましたけれども、最後はちょっとお願いになりますけど、そういうことで意識を持ったチャンス逃さない対応を、あまりゆっくりはしていただけないと思いますけれども始めていただきたいと思うことと、それから、子供たちが減っていくという現状はあると思うんですね。令和6年ぐらいから、先ほどのグラフを見ても減っていくとあるんですが、逆に減っていくからこそまたできるんじゃないかなと思ったりするんですね。減っていけば、皆さん、運営にも困ってきたりとか、いろんなサポート、お金のサポートが必要になってくると思うんですが、そういったときに、逆に子供たちが少し減ることによって受け手のほうの余裕がもし出てくるというタイミングがあれば、そういうときこそ本当にもしかしたら広がっていくのかもしれないし、これは予測ですけれどもね。そういうことも視野に入れながら芽をしっかりとキャッチして研究を四日市市なりにしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

荒木委員がおっしゃっていただきましたように、一方で民設民営でずっと頑張ってきて

いただいている学童保育所様への影響の部分、それから、逆にそういった中でも芽が必ずあるのではないかと、タイミングも含めて、そういったところ、ほかの部分と併せて学童保育所の関係者の方のご意見をしっかりと聞かせていただきながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑はございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

なお、所管事務調査報告書の作成につきまして、正副委員長一任をお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

一任いただきましたので、ありがとうございます。

それでは、理事者の一部入替えを行いますので、午後3時10分までを休憩といたします。

14 : 57 休憩

---

15 : 10 再開

○ 竹野兼主委員長

時間がまいりましたので再開いたします。

それでは、2の新型コロナウイルス感染症関連経費に付された附帯決議への対応についてを議題とさせていただきます。



それでは、資料の説明をお願いいたします。

## ○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症関連経費に対する附帯決議への対応につきましてご説明申し上げます。

タブレットでは04休会中（7～8月）、05教育民生常任委員会、002こども未来部予算分科会資料、資料2ページをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

新型コロナウイルス感染症関連経費に対する附帯決議への対応につきまして、まず、1の去る6月定例会議での当事業に関する附帯決議の内容はご覧のとおりでございますが、その附帯決議の内容の2行目であります各園それぞれが真に必要とし希望する内容とすることといった内容から、再度各園にその希望をお聞きしたところでございます。その結果として今回資料にまとめさせていただきました。

その資料でございますが、2の各園それぞれが真に必要とする、希望する内容の把握としまして、6月定例会議、一般会計補正予算（第4号）追加資料に掲げた品目について、各園それぞれが必要とする数量等を調整したものが別紙2で資料3ページ、4ページ、②でございますが、各園それぞれが必要とする上記1以外の品目、数量を各園で検討したものが別紙2、資料として資料5ページから7ページでございます。

資料の見方でございますが、資料3ページをよろしくお願いいたします。

別紙1、3ページでございますが、上から三つ目、ナンバー3の羽津保育園の欄をご覧ください。ナンバー3、羽津保育園の場合、左の欄①の6月補正予算計画分とその隣、各園で数量調整後が②でございます。この①と②が同数でありまして、その右隣、③の（①引く②）の欄がゼロとなっております。これは、この表の右部分の補正予算で計上いたしました16項目の数量について、園が当初の希望どおり希望するという結果でございます。

一方でございますが、この表のナンバー1、富洲原保育園の場合でございます。③の園別金額計が8万1000円となっておりますが、これは右の16項目以外に8万1000円の必要なものがあり、その内容といたしまして資料5ページでございます。別紙2の一番上の富洲原保育園の欄でございますが、8万1000円分としましてサーキュレーターと加湿器を富洲原保育園は要求しているといった内容でございます。

資料2ページに戻っていただきまして（3）、別紙2の概要とポイントでございますが、

(1) の保育園、こども園の計上概要といたしまして、保育園とこども園は25園のうち、さきの富洲原保育園をはじめとした11園において別紙2の計上があり、その内訳といたしましては、サーキュレーターや加湿器などを計上しております。

また、(2) の幼稚園におきましては、19園におきまして計上がございます、その内訳といたしましては、主にエアコンなどを計上しております。

次に、(3) の予算執行に当たっての留意点と方向性についてでございますが、各園での調整に当たり、エアコンが当該国庫補助金に適合するか、国の見解の照会を行った回答は下記のとおりでございます、9といたしまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から、密を避けるためにレンタルエアコンを増設した場合の経費、賃借料と設置工事費は補助対象となるのかということに関しまして、答えといたしまして、密を避けるという感染症対策のために必要であると県で判断できるのであれば賃借料や設置工事費も対象。ただし、家庭用の規模のエアコンであり、設置工事費が大規模なものでないことといった回答を得ております。

以上の国の見解と少なくとも1学期の設置は日程的に難しいことは、去る園長会で説明を行っている次第でございます。

次に、留意点といたしまして、結果として別紙2にございますが、公立幼稚園15園からであります、多数の幼稚園から家庭用エアコンが計上されましたが、予算常任委員会全体会での報告後、課でまとめて入札が必要であり、各園に設置できる時期といたしましては9月下旬以降になることが予想されること、また、家庭用エアコンは分電盤から専用の配線を整備する必要があることが判明したため、設置工事の規模が大きくなることが考えられます。その方向性といたしまして、令和3年度のレンタルエアコンの契約更新の際にクラス運営の保育室以外の保育室に関しまして、ケースによっては年齢ごとに分けて保育を行う保育室へのエアコンにつきまして、レンタルエアコンを増設していく方向において、令和3年度当初予算要求の検討を進めていくこととしております。

私からの説明は以上でございます。

## ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

質疑がありましたら挙手にてご発言をお願いいたします。

○ 石川善己委員

今いただいた中でちょっと確認したいんですけれども、要は幼稚園のエアコンの増設、これは保育室につけるといことなんですか、今の説明を聞くと。

○ 大西保育幼稚園課長

保育室につけるといことで15園計上しております。

○ 石川善己委員

その理由はここに書いてある密を避けてどうのこうのって。要は既存で保育室についているエアコンにプラスしてつけるという内容やと思うんですけど、それが密になるという理由であるなら、これ、本当に幼稚園だけでええの。保育園とか小学校も同様になってくるんじゃないかと思うんですが、これ、公立幼稚園だけこんな形を取るとい理解でいいんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

石川委員からは、公立幼稚園の計上に関しまして、保育園等の対応はといったところでございます。

保育園に関しましては、保育室、そして遊戯室、全室エアコンのほうは対応しております。

以上でございます。

○ 石川善己委員

違う違う。だって、公立幼稚園だって保育室は既存でついておるわね。保育園も保育室、こども園もそうですけど、保育室は既存でついておって、公立の幼稚園だけ密になるから増設したいという理解をしたんですが、そういうこといいんですよね。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

現在、公立幼稚園につきましては、エアコンが設置されているのが保健室を兼ねた事務

室、いわゆる職員室とクラス運営をしている保育室のみの設置の状況でございまして、クラス運営ではない、例えば年齢ごとで分けて取り出し部屋とかいった辺りについてはついていない状況でありますので、今回新たに要望といいますか、つけてほしいといった計画が出てきた次第でございます。

#### ○ 石川善己委員

大きな疑問なんですけど、幼稚園、保育園と違って、保育園は夏休みもなくずっと稼働しているんですよね。取り出しの部屋とか各部屋必要やと思うんですけど、本当に7月の後半から8月までいっぱい、幼稚園は夏休みでほぼ一番暑い時期に稼働していない状況で、現状いる子供たちの保育室にはついている状況で、取り出しをする部屋とかというのが本当に7月後半から8月、稼働していない状況でエアコンが必要なのかというのは正直疑問があります。予算としては認められていて、各園の希望でというところは確かに附帯決議ではついていますけれども、こういった状況でこれを認めていくという判断が果たして適切なのかというのは大いに疑問があるところなんですけど、その辺り、納得のできる説明をいただきたい。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症関連経費といたしましての今回の内容としましては、改めて各園の希望を調査いたしまして、今回資料としてまとめさせていただいた結果でございます。

ただ、この資料の別紙2のQ&Aで示させていただいたように、国の見解としましては、家庭用の規模のエアコンであり、設置工事費が大規模でないものといったアンサーを受けております。そんな中で、留意点に書かせていただきましたように、結果としましては、大規模な工事を、家庭用のエアコンを設置するに当たっても、電圧の低い家庭用エアコンであっても……。

#### ○ 竹野兼主委員長

要するに設置しないということなんやろう。今、石川委員はそんなのを設置するんかという話なんやけど、設置はしないんですよね。

## ○ 大西保育幼稚園課長

結果としましては、今回の新型コロナウイルス感染症関連経費としては該当しないといったところをございまして、この資料の方向性として、3行に示させていただいたところでの方向性で考えてまいりたいと考えております。

## ○ 石川善己委員

僕が言いたいのは考え方の問題で、本当にそこを、確かに附帯決議ではいろんなところの希望、園の要望とかを確認した上でということやったんやけれども、そういったところの総合的な見地に立った判断をきちんとこども未来部でしてほしいという意味合いだったんです。もしつけるのであれば、そういう意味合いで議会としても納得ができる説明をしてほしいという意味合いで、何かと言ったら、やっぱり保育園と幼稚園の違いというのをきちんと認識をした上で判断をいただくところの提起をしたかっただけなんです。要は、7月後半から8月いっぱい稼働していなくて、保育室はついていて、取り出しのためだけにということであるのであれば、そこはきちんと各園にもそういった考え方をこども未来部として浸透させやなあかんということなんですよ、思っているのはね。本当に一番暑い期間を使う、保育室は最低限ついているわけで、その期間取り出しをしなければいいということも含めて考え方をきちんと園にこども未来部として理解をさせるというか、そういったところをきちんとやっていただきたい。うまく表現できないですけど。

## ○ 竹野兼主委員長

石川委員のほうからの部分で言うなら、この部分のところについては、園に対して何が必要かという調査の部分のところがあるので、6ページ、7ページのところにエアコンが欲しいという調査の結果が出てきたという状況であると。ただし、その部分のところについて、2ページ目ですか、留意点の部分のところを含めてそういう状況にはないと。ただ、その考え方という部分のところ、しっかりと園との意思疎通というか、意見の部分をやってほしいということを言われているということでもいいんですね。

## ○ 石川善己委員

きちんとこども未来部としての見解、ただ単にはねるというか、そういうのではなくて、

考え方の部分で、こういう考え方でというところを浸透させてほしいという意味合いで言っているところで、そういったところ、我々にもこういう理由で駄目ですよというのを説明しますとか、そういうところをごめんなさい、私もうまく表現できなかったんですけど、そういう部分をしっかりやってほしいので、園に対しての考え方を理解させる説明を我々にしてほしいかという意図なんです。ごめんなさい。

#### ○ 竹野兼主委員長

申し訳ありません。これにつきましては附帯決議に対する報告であるので、そういう園に対してしっかりとした調査を行った、その報告をしていただいているという状況でご理解をいただけたらありがたいと思っております。

#### ○ 石川善己委員

附帯決議ということは理解をしておりますので、そういったところを説明してほしいという意味合いで取っていただけると。すみませんでした。

#### ○ 川村幸康委員

附帯決議の内容を踏まえて、あのときのやり取りで行くと、文部科学省の見解としては、エアコンはよかったのかあかんだんかはよかったということなんやわな、一つ目のクリアは。それと、もう一つ出ておったのは、リースが可能かどうかということのも、リースもいいということにもなったんやわね。その確認はまずいいですか。

#### ○ 三井保育幼稚園課副参事兼課長補佐

保育幼稚園課の三井です。どうぞよろしく申し上げます。

国の見解といたしましては、ここの資料に記載のとおりでございます。国の見解といたしましては、エアコンの設置につきましては、密を避けるという感染症対策のために必要であるということであれば、仮に、今現在、幼稚園のほうでもレンタルエアコンが設置されておりますが、その場合、賃借料や設置工事費もかかってまいります。

こういったことが補助の対象となるかということ国の方に照会をさせさせていただいております。その場合に、国の見解としては、最終的には県が判断をすることにはなるんですけども、密を避けるという感染症対策のために必要であるということであれば、

家庭用の規模のエアコンであり、設置工事費が大規模なものでなければ今回の国庫補助金の対象となるのではないかというような見解であったというふうに認識しております。

○ 川村幸康委員

そうすると、文部科学省の見解としては、エアコンは丸だし、リースも含めて丸ということやね。それが家庭用しか駄目だというふうな文部科学省の見解やったわけ。

○ 三井保育幼稚園課副参事兼課長補佐

保育幼稚園課、三井です。

そのとおりでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、例えば工事費とそれはして、別で例えば財源があったり何かして、その補助になるというのも駄目なわけ、リース料がええんやったら。そういう考え方もあるわけ。

○ 三井保育幼稚園課副参事兼課長補佐

保育幼稚園課、三井です。

国の見解といたしましては、家庭用の規模のエアコンであること、設置工事費が大規模でないことということと、あと、今おっしゃっていただきましたリースがどうかということにつきましては、リースも仮にレンタルであったとしても、そういった部類のものも密を避けるという感染症対策のために必要だということが説明できるものであれば可能だというふうに聞いております。

○ 川村幸康委員

そうすると、ええということなんやわな。一つよう分からんのが、文部科学省から分電盤や配線整備をするために設置工事の規模が大きくなることはあかんというふうな指示指導も事細かにあったということですか。

○ 三井保育幼稚園課副参事兼課長補佐

そのような具体的な回答のほうはいただけていないです。ここに記載のとおり、ただし、家庭用の規模のエアコンであり設置工事費が大規模なものではないことというふうな回答になります。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、希望を聞いて、エアコンが、時期があかんでこれはあかんというような説明でええの、確認やけど。時期がよかったらよかったということ。

○ 大西保育幼稚園課長

時期の問題と、先ほど申し上げました工事費が大規模でないものといった点でございます。例えば一般的な家庭用のエアコンの場合、標準工事費が2万円程度、あるいはそれに追加しても、例えば5万円から6万円程度ではないかと思われませんが、今回のケース、少なくとも専用の分電盤を設置するといったところは、やはり工事費としては少なくとも20万円以上工事が発生するといったところを業者からも伺っておりますので、この点からも、やはり国の見解からは外れるものではないかと考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

もう一度すみません。国の見解から外れるのは何ですか。

○ 大西保育幼稚園課長

工事費が大規模なものであると考えております。

○ 竹野兼主委員長

今の話で行くと、工事の部分のところは数万円程度であれば小規模やけど、20万円というような数字を、調査したら20万円ぐらいは最低でもかかるよという状況になった。それは、市としては大規模な工事費用というふうに考えてという意味合いで答弁してもらっておるとのことやね。

川村委員、よろしいですか。



○ 川村幸康委員

今委員長がまとめられたので行くと、エアコンはええんやと、だけど工事費はあかんのやということなん。だから、大規模というのがどの程度なのかよう分らんや。エアコンがいいと言っておるならエアコンの工事費はセットやわなわ、普通。エアコンはいいですよと言っておいて……。

○ 竹野兼主委員長

なぜ工事の、分電盤とかその工事が要るのかという意味合いのところ疑問があるというふうに今川村委員のほうから言われているので、その辺について説明をお願いします。

○ 大西保育幼稚園課長

その園舎におきまして、電圧の低い家庭用エアコンを設置する場合におきましても、事務室内の分電盤から専用の配線を整備する必要がございます、それに伴って相当な工事を伴うといったところで現状でございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、事実上エアコンはあかんと言っておるのと一緒ということになるんやけど、その答弁やと。矛盾しておるんやわな。

当初、多分附帯決議をつけたのは、そういった消耗品だけに特化して聞いて、それを機械的に割り振ってしたもんで、全然園児数が多い少ないも含めてちょっとそれはおかしいんやないかというのがあって附帯決議をつけて、実際に園長先生らの声を聞く人がおったら、いやいや、そんなものよりもっと、密になったらあかんので教室を分けてそこでやりたいということになればエアコンという手もあるよということやったと思うんやわ。そこらの話のときに国からの文部科学省の見解は何なんやといたらエアコンはいいよとなって、リースも可能よというまでは今教えてもらったんやけど、どこでその壁が一気に高くなったんかなというのがよう分らんやわ。

それと併せていくと、幾つか出てきていますやんか、エアコンの要求が。これに対して再聴取はせなあかんと思うんやけど、いつまでにしてあるのかなと思って。

## ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

川村委員からエアコンの経緯も含めて再聴取のところでご指摘をいただきました。

川村委員がおっしゃいましたように、このたびは本体の附帯決議を受けまして、園で必要なものを計上させていただいた内容を資料としてまとめて報告をさせていただいております。ですので、今申し上げている現状や、あるいは幼稚園の現状を踏まえて、この後、また教育民生分科会、あるいは予算常任委員会全体会後に園長会を通しまして再度ご理解をいただくとともに、代替品の計上についてもお願いしてまいりたい。

ただ、園の実情としては、今資料にございますところがエアコンを希望しているといったことは、これは当課としましても認識をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

例えば、四日市幼稚園にしろ富田幼稚園にしろ海蔵幼稚園、それから内部幼稚園、川島幼稚園、三重幼稚園、下野幼稚園も言ってきておるよね。議会としてもそれを踏まえてそういう意見を聞いて出してきてもらったらどうだと。それで、時期の問題と分電盤の問題でエアコンは駄目だという四日市市の判断やと。ただ、予算的には50万円までならいいよという国の判断はあるのに、国はいいって言うてるのに四日市市はあかんという判断をしたところがよう分からんのが一つ、附帯決議をつけた意味から言うと。

それともう一個は、逆に駄目だとするともう一度再聴取はせなならんよね、これは。市としてそういう判断をしたなら。予算常任委員会全体会でそれが認められるのかどうかちょっと分からんけれども、つけた中で。国もあかんと言っておるで一遍調べますわと言って予算委員会は終わったと思うんだけど、その上においてもう一度、国はオーケーだけど市としてあかんというなら再聴取はせなならんよね、これは。早いところせんと間に合わんよね、また執行できへんで。そこら、いつぐらいまでにする予定があるのか。それだけ聞いて終わります。

## ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

今回、資料2ページに示させていただきましたように、附帯決議の内容としまして、各園がそれぞれに真に必要とし希望する内容とすることといったことで附帯決議をいただきました。この附帯決議を真摯に受け止め、各園に真に必要とする希望のものを調査させていただいて今回計上させていただいた次第でございます。

今日こうやってお時間いただきましてその報告をさせていただくとともに、その次に予算常任委員会全体会のほうにつきましても、この附帯決議の内容を受けた各園の希望するものを再度報告した上で今申し上げた再調整と申しますか、そのところの作業に入りたいと考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、いつというのは。

○ 竹野兼主委員長

予算常任委員会全体会という部分のところは、いつというのがもしあるんやったらそこをはっきりして……。

○ 川村幸康委員

開けられへんやろう、執行もできへんで言うだけやに、私は。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

予算常任委員会全体会で報告させていただいた後、至急調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、予算常任委員会全体会に諮る前に教育民生分科会で諮られておるわけやんか、報告を受けておるわけや。その中で委員として先に予算常任委員会全体会へ行くまでに審査しておるもんな、これも。聞くと再聴取は必要やなと思ったもので、普通に考えて。言

っておったけど、エアコンも、国もよくなったりもあったけど、四日市市の見解はあかん、そこはもう一遍分かるようにきちっと予算常任委員会全体会でも説明せなならんと思うんだけど、それであるならば再聴取は必要でしょう、予算常任委員会全体会までに。エアコンのところは却下するんやで、エアコンの代わりに何が要るんだという再聴取は要るんじゃないの。

#### ○ 川北こども未来部長

ありがとうございます。

正直なところ、私としては本日分科会でご説明させていただいて、同じ内容で予算常任委員会全体会にご報告させていただくべきものかなというふうに思っておりました、私どもとしては。表も裏もなく。今、川村委員がおっしゃっていただいたように、教育民生分科会で今日ご報告させていただいて、予算常任委員会全体会までに改めて各幼稚園等々に、保育園も含めてになると思いますけれども、もう一度意見を聞いて、その上で予算常任委員会全体会に臨むほうがいいのではないかというご意見をいただきましたので……。

#### ○ 川村幸康委員

だから、附帯決議がついたのは、真の幼稚園の現場が言っておることと少し違うんじゃないの、だから真に必要とするものの希望を確認することという中でエアコンが出てきたんだけど、それは予算常任委員会全体会の際の議論の中でいくと、国がいいのと言っておるのか、それは駄目なんかとか、リースはどうなんやというような明確な答えはなかったわけや。それに対して今附帯決議の中間報告を受けておるもので、どうやったんやと、それはよかったですよと。ただ、分電盤や時期的にはあかんと。来年はつけるということなんやわな、これ。レンタルエアコンを増設していくということで。そういうことも聞いたんだけど、そうすると、エアコンを挙げてきたところに対しては、それ以外でそういうことの説明をしたら再聴取は必要でしょうと思うものでな、普通に。

#### ○ 竹野兼主委員長

だから、今言われるのは、エアコンは駄目よって今の話はなるけど、エアコンの部分再聴取するのはいつするのやと。それは時間的に非常に厳しいのと違うかという心配をしてもらっておる。

○ 川北こども未来部長

どうもすみません、申し訳ございませんでした。

予算常任委員会全体会までにエアコンのほうの、可能性の問題としてエアコンが駄目な場合の必要なものについて、各園のほうには聴取していきたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

今の話で行けば、例えばエアコンが駄目やった場合に、今からでも、それこそ次のところでエアコンが駄目な場合にはどのようなものが必要ですかというのは、調査はできますよね。だから、そういう意味合いで答弁してもらえれば川村委員のほうは、そうか、そうしたらちゃんとせえよという話になると思うんですけど、はっきりと時期的な問題を心配しているのにその時期がはっきりしないというところに問題があると思うんですけど、このところ、もう一回。

○ 川北こども未来部長

今委員長がまとめていただいたとおりでございまして、本当に上手に答弁できずに申し訳ございませんでした。

今、何月何日とは申し上げられませんが、予算常任委員会全体会までにしっかりと聴取をして資料として用意させていただきたいというふうに考えております。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、よろしいですか。

○ 川村幸康委員

エアコンも含めて聴取したって。

○ 中村久雄委員

国の補正予算の部分ですけれども、これは期間ってあったよね。この時期、タイミングで去年の使った分も含めて50万円までというのは、このタイミングでしか駄目やったんか。

○ 大西保育幼稚園課長

今年度執行でございまして、第2波以降の感染拡大防止をするためにいち早く対応したいといったところで6月の補正予算として計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

6月のこの補正予算で50万円まで補助が出るということやね。

そうしたら、資料2のほうは園からの要望で、資料1のほうは今こども未来部としてこれだけのものを出しますよということやわね。限度額、予算委員会で出されたやつは限度額いっぱいみんな調整して、今回大分少ない額なんやけど、これは考え方として、この園にはこれだけでいいよというようなやつを国へ出すという理解でいいんですか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

今回も去る6月議会でご説明させていただきましたように限度額いっぱい——エアコンのところは再調整があるところではございますが——で計上していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員

そうしたら、この資料2の数字に限度額いっぱいまでまた調整をするという理解でいいですか。

○ 大西保育幼稚園課長

保育園、幼稚園、資料1、資料2合わせて限度額いっぱいまで調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

別紙の部分のところで言えば、数字的にモップのところを別の金額でというふうに資料に載っていますよね。だから、50万円の数字になるような形に保育園のところはなっていると思うんですけど、そういうことやね、大西課長。

○ 大西保育幼稚園課長

限度額いっぱいのところ調整してまいりたいと考えております。

○ 竹野兼主委員長

別紙2の保育園の部分のところで行くと、お金の分配の部分はこちらのほうに変更してほしい、スチームクリーナーとかハンディースチームクリーナーみたいなもので、この前提案された部分のところについては一律の消毒薬やそういうものを一律園に対してと言ったけど、議会のほうから園の大きさが違うのに同じだけ必要なのかという意見に沿って、園のところに聞き取りをして、何が要るのと言ったらという意味合いでこの数字になっていると思うんですけど。

○ 中村久雄委員

そうしたら、別紙2は園から出た要望じゃないの。

○ 竹野兼主委員長

園から出た要望で50万円なの。

○ 中村久雄委員

別紙1のほうがかども未来部が要望も踏まえて出すというんじゃなくして、前回の補正予算に出した品目についてはこの数字にするよと。別紙2のほうで各園の要望のやつを足していくという理解ね。限度額50万円いっぱいにしていくと。分かりました。

○ 川村幸康委員

これは事務局、こういうやり方はええんか。附帯決議をつけてこれをやったんやから。上程とは変わるわな。変な話やけど、50万円余らしておったらあかんやないかという話があつてさ、多いところも少ないところも、いろんな議論があつたやんか。赤の数量調整を

したのと16品目以外で調整してきたわけやな、足して50万円になるように。このやり方は、行政上の上程してからの手続的には、よくはないんやろうけど、議会が機能したということではええんやろうけど、ええのかどうなのかというのはあまりよう分からんで。こんなのは珍しいでな。一旦全部ゼロにしておいて直さなあかんのか。減額と増額が出てくるわけやろう。

○ 竹野兼主委員長

金額は一緒やでええということか。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊です。

予算の範囲内での移動ということになりますので、その範囲内であれば可能かと思えます。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑というか、時間が来ておりますので、この程度で終了したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、この程度とさせていただきます。

理事者の皆様につきましてはお疲れさまでした。ご退席をお願いしたいと思います。

インターネット中継を終了させていただきます。

もうしばらくお待ちください。

それでは、その他の項について、シティ・ミーティングについてをお諮りさせていただきます。

最近のテーマの一覧について会議システムにアップロード、フォルダ04の休会中（7から8月）、05教育民生常任委員会、003その他を開けていただきたいと思います、



マについて、ご提案、ご意見がありましたら発言をお願いしたいと思いますし、また第2波というような状況で本当にシティ・ミーティングが開かれるのかどうかも分からないような状況ではありますが、一応テーマだけは決めておこなきゃいけないということで、皆さんにお諮りをしたいと思います。いかがいたしましょう。

(発言する者あり)

#### ○ 竹野兼主委員長

正副委員長一任といただきました。

子育てするなら四日市+（プラス）ということについて進めていきたいと考えております。広い意味合いのところで、今回の総合計画の中の子育てするなら四日市+（プラス）についてをシティ・ミーティングのテーマとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それともう一つ、視察につきまして。

管内視察については、6月定例会議会におきまして、河原田小学校のICT教育を提案させていただきましたが、新型コロナウイルス感染防止のため取り下げさせていただいたところですが、行政視察も含めて委員の皆様から視察したい候補先がございましたらご提案をいただけたらなと思っております。いかがでしょう。

#### ○ 川村幸康委員

個人的な考えですけれども、まとまって行くのは無理かなと思って、一遍議会運営委員会でも諮らなあかんと思うけど、教育民生常任委員会として行かなあかんのか、それとも、個人が教育のところへ行ってもいいようにするのかを含めて、なかなか団体で、変な話やけど日帰りでええならとかも含めて、やっぱりちょっとこれは、通常ある行政視察はちょっと無理なんじゃないかなと思って、今の状況を見ていると。いつということも決められないし、計画を立てれやんのやったら、これは本当に動かんのが正解かも分からんと

いう思いもあるので、見合わせるというようなことで、私は委員会としてはあれ。どうしても個人的にここはやっぱり勉強したい、見に行きたいというのであれば、それを委員長から手続はどうやろうな。個人で行ってきちっとしてくるのを、そうやけど、この間のG o T o も含めてなかなか難しいで、どうするのやろうなと思って。今委員長が諮られたので、私は取りあえずは延期というか先延べというか、無期限延期にしておくべきかなとは思っています、今年度はね。

○ 竹野兼主委員長

議会運営委員会の委員長もいらっしゃいますし、今、川村委員のほうからも意見をいただきたみたいに、今の現状はなかなかはっきりしない状況もある。ただ、一応委員会としては中止というような判断ではなく、今の現状を見ながら今後どの形が取れるのかを委員の皆さんにお諮りをさせていただきながら進めていくというお約束でとどめさせていただくということをお願いできますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

そのような形で進めさせていただきますので……。

○ 荒木美幸委員

すみません、もしよかったらプラスで、リモートでできないかという、こちらの環境は一応整っておりますので、相手方がよければそういう選択肢もあるんじゃないかなと。

○ 竹野兼主委員長

今意見をいただきましたので、その部分のところについても一度検討させていただくということで、要するに行政の視察という意味合いですので、その自治体のほうがそのような形を受け入れてもらえるかどうかすら分かりませんので、一度調査をさせていただきながら、また皆さんにご報告をさせていただくということでご了解をいただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

それでは、本日は以上となります。

何かありますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

なければこれで終了させていただきます。どうもご苦労さまでした。

15 : 50 閉議